

三宅町放課後児童健全育成事業委託業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

三宅町放課後児童健全育成事業委託業務

(2) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(3) 目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とする。また、放課後児童健全育成事業をより充実したサービスとして提供し、児童の健康管理や情緒の安定を図るとともに、遊びを通じて自主性、社会性、創造性を高めるため、公募型プロポーザルにより事業者を募集し、業務委託により、民間事業者等の最新の知識と技術、更に豊富な経験に基づく事業運営を行う。

(4) 業務内容

放課後児童健全育成事業

※業務の詳細については、別紙仕様書を参照。

2 委託料

(1) 本業務に係る各年度の基本となる委託料の上限は下記のとおりとする。

- ・令和7年度：34,745,000円（消費税及び地方税を含む）
- ・令和8年度：34,745,000円（消費税及び地方税を含む）
- ・令和9年度：34,745,000円（消費税及び地方税を含む）

なお、応募段階での見積金額が上記の上限金額を超える提案については、失格とする。また、消費税率が変更された場合は、変更契約するものとする。

(2) 支援を必要とする児童※を受け入れる場合に加算する支援員一名あたり下記を上限として各年度の基本となる委託料に加算するものとする。また、消費税率が変更された場合は、変更契約するものとする。

- ・令和7年度：4,884,000円/年間（消費税及び地方税を含む）
- ・令和8年度：4,884,000円/年間（消費税及び地方税を含む）
- ・令和9年度：4,884,000円/年間（消費税及び地方税を含む）

※本要領において「支援を必要とする児童」とは、障害のある児童や発達に課題のある児童等で、学童保育室で過ごすにあたり、個別の支援が必要となる児童のことをいう。

※利用申込の状況により、支援の単位を統合する場合においては、町と受託事業者が協議の上、決定するものとする。

3 委託事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加要件

本プロポーザルに参加する者(以下「参加事業者」という。)は、次の全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 子育て支援事業の運営実績があり、放課後児童健全育成事業に関する業務を確実かつ円滑に遂行できる知識、経験が豊富な人材を有する法人(学校法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人)または民間事業者(以下、「法人」という。)とする。
- (2) 放課後児童健全育成事業に深い理解を有し、事業に協力的であること。
- (3) 障がい児及び通訳が必要な外国人児童の受け入れについて、対応が可能であること。
- (4) 保育に関する安全管理について、十分な能力を有していること。
- (5) 支援員等の教育・研修体制が確立されていること。
- (6) 公募開始日から契約締結日までの間に、三宅町入札参加資格停止措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (7) 放課後児童健全育成事業において、他の地方公共団体から業務停止又は取り消し処分を受けていないこと。
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (10) 三宅町暴力団排除条例(平成23年三宅町条例第22号)の第2条第1号から第3号に該当するものでないこと。

5 失格要件

参加表明書を提出してから受託者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は失格又は審査の対象より除外する。

- (1) 4に定める参加要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (3) 参加事業者が複数の提案をおこなった場合。
- (4) 提案書等の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (5) 提案書類等に虚偽の内容が記載されているとき。
- (6) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合。
- (7) 会社更生法の適応申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合。
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (9) 著しく信義に反する行為があった場合。

前各号の場合、その理由を付して文書で通知するものとする。

6 参加に関する留意事項

- (1) 参加事業者は、提案書の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提案した内容は、実現性があるものとする。
- (4) 次に掲げる提案は無効とする。
 - ア) 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
 - イ) 見積金額が委託料(予定)を超える提案
 - ウ) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - エ) 町が示した条件に違反した提案
 - オ) 審査委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (5) 参加事業者からの実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、三宅町(以下、「町」という。)に帰属する。
- (6) 参加事業者からこの実施要領に基づき提出される書類は、提出期間に限り補正することができる。提出期間終了後は変更することができないものとし、また、理由の如何に関わらず提案書の返却はしない。
- (7) 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。

7 実施要領等の配布

- (1) 配布時期
令和6年9月24日(火)～令和6年10月28日(月)まで
- (2) 配布方法
実施要領、仕様書及び関係書類は次のホームページアドレスからダウンロードするものとする。
<https://www.town.miyake.lg.jp>

8 質問書の提出及び回答

企画提案書等の作成について不明な点がある場合は、質問書(様式1)に内容を簡潔に記載し、FAXにより提出すること。なお、未着を防止するため、FAX後に、下記提出先に電話にてその旨連絡すること。

- (1) 提出期限
令和6年10月1日(火)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先
三宅町健康子ども局 健康子ども課 FAX:0745-43-2107 TEL:0745-43-3580
- (3) 回答方法
提出された質問への回答は、令和6年10月3日(木)までに質問者にFAXにて行う。ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で、大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時本町ホームページに回答を掲載する。なお、そのような回答については、実施要領または仕様書の追加また

は修正とみなすものとする。

9 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加表明者は、下記により必要な書類を提出すること。

(1) 提出期間

令和6年10月3日(木)から令和6年10月18日(金)まで(必着)

ただし持参の場合は、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

書類名	備考
1 参加表明書(様式2)	
2 法人等概要調書(様式3)	
3 登記事項証明書	履歴事項全部証明書又は全部事項証明書
4 国税の納税証明書 (納税証明書その3の3)	直近3年分 *提出日前3か月以内のものに限る *3年分提出できない場合は、提出できる範囲内で提出 *納税義務がない場合は、理由を付した書類を提出
5 地方税の納税証明書 (法人住民税及び法人事業税)	
6 定款	
7 役員名簿	
8 財産目録	
9 貸借対照表	直近3年分
10 損益計算書	直近3年分
11 利益処分計算書	直近3年分

(3) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送(受付日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出場所に提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

※なお、本町は、提出途上の事故に伴う遅延、損害に関して一切の責任を負わない。

(4) 提出先

〒636-0213

奈良県磯城郡三宅町伴堂848-1

三宅町健康子ども局健康子ども課

10 企画提案書等の提出

当業務を受託しようとする事業者は、次のとおり企画提案書を作成し提出すること。

(1) 提出部数

提出部数は、10部（正本1部、副本9部）

・副本9部（コピー可）については、すべてのページ（表紙、見積書を含む）に事業者名及び事業者を特定できる部分（ロゴマークを含む）をマスキング（黒塗り）の上、提出してください。また、個人情報については、正本・副本とも同様の処理を行うこととします。

(2) 提出書類

A4サイズを原則とし、下記内容を所定様式に記載してください。

提出書類	内容	様式番号
企画提案書届	所定の様式4-1により提出してください。	様式4-1
1 業務実績	<p>(1) 同種又は類似業務（児童福祉施設、社会福祉施設、教育分野、子育て支援事業等の運営業務）の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国で運営している類似業務の施設数 ・ 今回の施設と特に類似している施設の運営実績（規模、運営形態、施設の特色あるサービス内容等） 	様式4-2
2 基本理念	(1) 放課後児童健全育成事業の業務に対する基本的な考え方	
3 管理運営 ※可能な限り具体的な提案をしてください。	<p>(1) 総括責任者及び職員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総括責任者及び職員の経歴及び資格 ・ 総括責任者及び職員の勤務実績 <p>(2) 業務受託体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な職員配置 ・ 連絡体制（平日・休日、時間外等） ・ 総括責任者不在時の対応方法 ・ 現在の手持ち業務の状況及び本業務を受託した場合の専任体制 <p>(3) 職員の育成・研修について（育成・研修体制、期間、研修内容等）</p> <p>(4) 人材確保・職員採用について（採用条件、実務経験、雇用形態、賃金等）</p> <p>(5) 業務引継体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務開始時期までの引継に係る対応方針と引継体制 <p>(6) 運営内容の評価の実施及び結果公表の方針</p>	

<p>4 事業内容</p> <p>※可能な限り具体的な提案をしてください。</p>	<p>(1) 児童の状況や学年(低学年・高学年)に応じた育成及び異なる学年の交流について</p> <p>(2) 特色あるプログラムやレクリエーションについて</p> <p>(3) 地域との連携・交流方法について</p> <p>・三宅町交流まちづくりセンターMiiMoの特性を活かした地域との連携・交流についての提案を含む。(図書・本を通じた交流、キッチンを通じた交流など)</p> <p>(4) 学校や行政機関等との連携、協力について</p> <p>(5) 児童及び保護者への対応(要望、クレーム対応等)について</p> <p>(6) 障がい児童に対する育成の支援及び対応方法について</p> <p>(7) 児童の人権に配慮した事業運営について(いじめや虐待の防止・早期発見など)</p>	
<p>5 安全対策・危機管理</p> <p>※可能な限り具体的な提案をしてください。</p>	<p>(1) 児童の健康管理に関する取組について</p> <p>(2) おやつ提供について(アレルギー対応、食中毒予防の取組)</p> <p>(3) 施設の衛生管理、事故予防に対する取組について</p> <p>(4) 事故・災害発生時の対応及び体制について</p> <p>(5) 個人情報の適切な取扱いに関する取り組みについて</p>	
<p>6 見積書</p>	<p>所定の様式により提出してください。</p> <p>※見積金額の合計は、2「委託料」以内とすること。</p> <p>※積算内訳の詳細も明らかにすること。</p>	<p>様式4-3の1 様式4-3の2 様式4-3の3 様式4-3の4 様式4-3の5 様式4-3の6 様式4-3の7 様式4-3の8 様式4-3の9 様式4-3の10 様式4-3の11 様式4-3の12</p>

(3) 提出期間

令和6年10月3日(木)から令和6年10月28日(月)まで(必着)

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(4) 提出先

〒636-0213

奈良県磯城郡三宅町伴堂848-1

三宅町健康子ども局健康子ども課

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送(受付日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出場所に提

出期限までに必着のこと。)により提出すること。

※なお、本町は、提出途上の事故に伴う遅延、損害に関して一切の責任を負わない。

11 ヒアリング実施及び審査委員会開催

(1) 予定日時

令和6年11月21日(木)(時間については、後日通知する。)

(2) 実施場所

三宅町保健福祉施設あざさ苑 1階会議室

(3) 説明者

3人以内の者とする

(4) 内容

企画書提案書に基づき、審査員より1者30分程度のヒアリング(質疑応答)を行う。全参加者のヒアリング終了後引き続き審査会を開催する。

(5) その他

ヒアリングの際は、提出書類のみを用い、パネル、追加資料等の持込みは認めない。

12 参加辞退

参加表明書の提出後又は提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、前記11「提案のヒアリング」までに参加辞退届(様式5)を前記「10(4)」の提出先に持参又は郵送にて提出すること。

13 審査委員会

プロポーザルの審査は、三宅町放課後児童健全育成事業委託業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行う。

14 審査方法

(1) プロポーザルの審査は、審査委員会において、企画提案書及びヒアリングの内容により、審査基準に基づく総合評価の合計点数が最も高い順に受託候補者として選定する。

ただし、審査委員の採点合計の平均が配点合計の6割以上を最低基準とし、これに満たない場合は、受託候補者とならない。最高点を獲得した受託候補者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行うものとする。

(2) 参加事業者が1者の場合においても、本プロポーザルは成立するものとし、最低基準をもって合否判定する。

(3) 評価基準

下記項目について審査委員が採点を行い、各審査委員の採点の合計で最高得点の者を選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

審査項目	配点
1 業務実績	5点
2 基本理念	5点
3 管理運営	50点
4 事業内容	70点
5 安全対策・危機管理	50点
6 見積書	10点
7 経営状態	10点
合計	200点

(4) その他

審査の結果、最上位の事業者が2者以上ある場合（同点の場合）は、当該事業者の内、見積金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。

15 審査結果の公表及び通知

審査結果は、最優秀提案者の名称及び評価点の合計点について、三宅町ホームページに掲載するとともに別途文書で参加者全員に通知する。また、審査結果通知前に電話や来訪、メール等による問合せには応じない。なお、審査結果について異議の申立ては受け付けない。

16 契約の締結

- (1) 審査により受託候補者に選定された者について、契約締結の交渉を行う。なお、その際には、受託候補者に選定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。
- (2) 本業務に係る各年度の予算が成立しなかった場合は、契約は締結しない。

17 開設準備期間

受託候補者決定の日から令和7年3月31日までの間を開設準備期間とし、仕様書に掲げる支援員等の確保、指揮命令系統の確立、備品の確認などを行うものとする。なお、開設の準備に要する費用は、受託候補者の負担とする。

18 スケジュール

	項目	期限又は時期
1	公募開始	令和6年 9月24日
2	質問書受付期限	令和6年10月 1日
3	質問書回答期限	令和6年10月 3日
4	参加表明書提出期限	令和6年10月18日
5	提案書提出期限	令和6年10月28日

6	審査	令和6年11月21日
7	審査結果通知	令和6年11月26日発送予定

19 提出書類の取扱い

- (1) 参加表明書、企画提案書その他提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。但し、受託候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、町は、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができるものとする。

20 現地視察

現地視察が必要な場合は、担当課と日時を打ち合わせのうえ下見を行うこと。

21 問い合わせ先

〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町伴堂848-1

三宅町健康子ども局 健康子ども課

電話:0745-43-3580 FAX:0745-43-2107

E-mail:kenkou@town.miyake.lg.jp